

34

第34回 定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井タワー
8階カンファレンスルーム Room1及び2

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬等決定の件

証券コード：2440

株式会社 **ぐるなび**

証券コード 2440

2023年6月5日

(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
株式会社ぐるなび
代表取締役社長 杉原章郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催したく、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置を取っており、インターネット上の下記ウェブサイト「第34回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記の他、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、会社名、または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月20日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

26頁から27頁に記載の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー
8階カンファレンスルーム Room 1 及び 2
（会場が前回と異なっておりますので、47頁の案内図をご参照いただきお間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第34期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第34期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等決定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬等決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には添付していません。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ③事業報告のうち「主要な営業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先及び借入額の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査役会の監査報告」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

当社事業の状況及び今後の戦略等に関する情報を、下記サイトからもご確認いただけます。

- ・代表取締役社長 杉原章郎からのメッセージ（次回更新6月末予定）
<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/management/message.html>
- ・ぐるなび公式note
https://note.com/gnavi_official

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化と、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、これらに伴う章数及び号数の変更、体裁を整えるための番号表記の変更並びに表記のゆれの訂正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削除） （3） <u>会計監査人</u>
第9条（株主名簿管理人） （条文省略） 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。 3.（条文省略）	第9条（株主名簿管理人） （現行どおり） 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u> により定める。 3.（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（株式取扱規則） 当社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第19条（取締役の選任の方法） 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第10条（株式取扱規則） 当社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条（取締役の選任の方法） 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法） （条文省略）</p> <p>2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>前条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（監査役の数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第29条（監査役の選任の方法） <u>当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>第30条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第26条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></u></p> <p>第28条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第34条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第35条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	(削除)
<p>第36条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第29条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第30条（監査等委員会の招集） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人の責任</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人の責任</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第34回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第34回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するとともに、本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>たき ひさ お 滝 久 雄 (1940年2月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1963年4月 三菱金属(株) (現三菱マテリアル(株)) 入社 1989年10月 当社取締役 1999年12月 当社代表取締役会長兼社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年3月 当社取締役会長 2010年2月 当社代表取締役会長 2019年6月 当社取締役会長 (現任) 2021年12月 (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役(現任)</p> <p>(担当及び重要な兼職の状況) (株)ぐるなび総研代表取締役社長 (株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長 (代表理事) (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役</p>	<p>普通株式 7,097,800株</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 創業者かつ株主の立場から企業理念を体現することで、全社的な成長と企業業績向上の実現を図ること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	すぎ はら あき お 杉 原 章 郎 (1969年8月26日生) <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">再 任</div>	1996年3月 インターネットサービス会社起業 1997年2月 (株)エム・ディー・エム (現楽天グループ(株)) の 共同創業者として参画 1999年11月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 取締役 2000年10月 楽天ブックス(株) (現楽天グループ(株)) 代表取締 役社長 2003年3月 楽天(株)取締役執行役員 2006年4月 同社取締役常務執行役員 2016年3月 同社常務執行役員 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任) (担当及び重要な兼職の状況) テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役	普通株式 1,277,858株
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験とインターネットビジネスやEC事業に関する高い見識を当社の経営に活かし、飲食店DXのベストパートナーへの進化を実現し、業績回復と全社的な成長を達成すること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	つき はら こう いち 月 原 紘 一 (1947年10月25日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 再 任 社外取締役 </div>	1970年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1997年6月 同行取締役 2001年1月 同行常務執行役員 2003年6月 同行常務取締役 兼 常務執行役員 2004年4月 同行専務取締役 兼 専務執行役員 2005年4月 同行専務取締役 兼 専務執行役員 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 同 年 6 月 同行副頭取兼副頭取執行役員 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 2006年5月 三井住友カード(株)代表取締役社長 兼 最高執行役員 2011年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年6月 三井住友カード(株)特別顧問 (重要な兼職の状況) 三井住友カード(株)顧問 エリーパワー(株)社外取締役 (株)ヤマシタ社外取締役	普通株式 11,773株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>経営陣からの高い独立性のもと、他社における経営者及び社外取締役としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>(期待される役割の概要)</p> <p>上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	ふじ わら ひろ ひさ 藤 原 裕 久 (1960年11月6日生) <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 再 任 社外取締役 </div>	1983年4月 東京急行電鉄(株) (現東急(株)) 入社 2011年7月 同社執行役員 2015年6月 同社取締役 2018年4月 同社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役 (現任) 2022年7月 東急(株)取締役専務執行役員 (現任) <hr/> (重要な兼職の状況) 東急(株)取締役専務執行役員	—
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>経営陣からの高い独立性のもと、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>(期待される役割の概要)</p> <p>上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">たけだかずのり 武田和徳 (1961年5月17日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #e06666; color: white; padding: 5px;">再任 社外取締役</p>	<p>1986年4月 トヨタ自動車(株)入社 2006年7月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 入社 同年同月 同社常務執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2016年3月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役 2018年4月 楽天(株)副社長執行役員 2019年1月 楽天損害保険(株)取締役 (現任) 同年6月 当社取締役 (現任) 同年7月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 (現任) 2021年6月 RAKUTEN FRANCE S.A.S.取締役 (現任) 同年7月 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (現任) 同年12月 (株)西友ホールディングス取締役 (現任) 2023年3月 楽天グループ(株)取締役副社長執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 楽天グループ(株)取締役副社長執行役員 コマース&マーケティングカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 楽天損害保険(株)取締役 楽天ビジネスサポート(株)代表取締役 楽天モバイル(株)シニア・エキスパートオフィサー RAKUTEN FRANCE S.A.S.取締役 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (株)西友ホールディングス取締役</p>	—
<p>(社外取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と消費者ビジネスに関する高い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>(期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p data-bbox="243 344 435 432">おのゆい 小野由衣 (1983年4月3日生)</p> <p data-bbox="263 450 414 515">再任 社外取締役</p>	<p data-bbox="470 220 1161 458">2007年12月 楽天(株) (現楽天グループ(株)入社) 2020年1月 MIHA(株)取締役 (現任) 同年10月 楽天(株)執行役員 2021年4月 Rakuten Global Trading USA, Inc. 取締役 (現任) 2022年3月 楽天グループ(株)上級執行役員 (現任) 同年6月 当社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="511 480 1170 639">(重要な兼職の状況) MIHA(株)取締役 Rakuten Global Trading USA, Inc.取締役 楽天グループ(株)上級執行役員 コマースカンパニー ECコンサルティング部ジェネラルマネージャー</p>	—
<p data-bbox="243 666 1347 904">(社外取締役候補者とした理由) 食関連ビジネスをはじめとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 (期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武田和徳氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である楽天モバイル(株)の業務執行者であります。
3. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 月原紘一氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。藤原裕久氏及び武田和徳氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。小野由衣氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、月原紘一氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び小野由衣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。月原紘一氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び小野由衣氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告38頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を更新する予定があります。
7. 当社は、月原紘一氏及び藤原裕久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。月原紘一氏及び藤原裕久氏が再任された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案は監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	すずき きよし 鈴木 清 司 (1959年3月7日生) 新任	1981年4月 パイオニア(株)入社 1999年12月 当社取締役 2011年6月 当社取締役執行役員 2017年6月 当社監査役(現任)	普通株式 75,113株
		(重要な兼職の状況) 該当なし	
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社の情報システム部門を統括する業務執行取締役を長年務め、当社の事業及び業務に精通しているとともに、当社の監査役としても十分な経験があり、財務及び会計に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として当社の業務の監査及び監督を適切に遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
2	みな き たけ てる 南 木 武 輝 (1945年3月9日生) <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 新任 社外取締役 </div>	1969年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1978年5月 南木法律事務所開設 1994年5月 南木・北沢法律事務所と改称、代表（現任） 2015年6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役	普通株式 21,716株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）</p> <p>同氏は、社外取締役または社外監査役に就任する以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、他社における社外監査役を長年経験されており、弁護士としてコンプライアンス経営に高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>（期待される役割の概要）</p> <p>上記の経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	さ と う ひ で ひ こ 佐 藤 英 彦 (1945年4月25日生) <div style="border: 1px solid black; background-color: #800000; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 新任 社外取締役 </div>	1968年4月 警察庁入庁 2002年8月 警察庁長官 2005年2月 警察共済組合理事長 2011年6月 弁護士登録 同 年 同 月 大日本住友製薬(株)(現住友ファーマ(株))社外監査 役 同 年 同 月 (株)住生活グループ (現(株)LIXILグループ) 社外 取締役 2013年6月 大日本住友製薬(株)社外取締役 2014年6月 (株)りそな銀行社外取締役 2015年6月 (株)りそなホールディングス社外取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)りそなホールディングス社外取締役	普通株式 3,426株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、警察庁長官や弁護士としての経験、法務の専門的な知識を有し、コンプライアンスや組織運営の観点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>(期待される役割の概要)</p> <p>上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p>いし だ よし お 石 田 義 雄 (1943年5月24日生)</p> <p>新任 社外取締役</p>	<p>1967年4月 日本国有鉄道入社 1992年6月 東日本旅客鉄道(株)取締役高崎支社長 1997年6月 同社常務取締役東京地域本社長 2000年6月 同社代表取締役副社長鉄道事業本部長 2004年6月 同社取締役副会長 技術関係(全般)、国際関係(全般) 2012年6月 同社監査役 2019年6月 (株)JR東日本パーソナルサービス顧問(現任) 2020年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)JR東日本パーソナルサービス顧問 (一社)日本鉄道運転協会理事 (一社)日本交通協会副会長</p>	<p>普通株式 6,856株</p>
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 経営陣からの高い独立性のもと、他社における経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する知見に基づく助言、提言を期待できること、また、他社の監査役及び当社の社外監査役としてのこれまでの経験から、財務及び会見に関する知見を有し、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できることから、選任をお願いするものであります。</p> <p>(期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤英彦氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 佐藤英彦氏は2023年6月に(株)りそなホールディングス社外取締役を退任予定であります。
4. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
5. 当社は、鈴木清司氏との間で、監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が取締役を選任された場合には、同氏との間で、非業務執行取締役として、新たに同様の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、南木武輝氏及び石田義雄氏との間で、社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が社外取締役役に選任された場合には、各氏との間で社外取締役として、新たに同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、佐藤英彦氏との間で、社外取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告38頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員責任賠償保険契約を更新する予定があります。
9. 当社は、南木武輝氏、佐藤英彦氏及び石田義雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等決定の件

当社取締役の報酬の額は2018年6月20日開催の第29回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内、社外取締役の報酬額を年額5千万円以内とご決議いただき、本日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。ただし、この取締役の報酬額には、従来通り、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、ガバナンス委員会の審議を経た上で決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告38頁から39頁の記載のとおりであります。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、6名（うち、社外取締役4名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を2017年6月21日開催の第28回定時株主総会においてご決議いただいた当社監査役の報酬の額と同額の年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。現在の監査役は4名（うち、社外監査役3名）であり、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、4名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと監査等委員である取締役が4名となり同数となること、並びに当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員数及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、ガバナンス委員会の審議を経た上で決定しており、相当であると判断しております。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬等決定の件

2018年6月20日開催の第29回定時株主総会において、取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、年額2億7千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）のご決議いただき、本日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、改めて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権を、第29回定時株主総会においてご決議いただいた額と同額の年額2億7千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）といたしたく存じます。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年21万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の企業価値の持続的な成長に向けたインセンティブとしての目的を勘案し、第29回定時株主総会においてご決議いただいた対象と同様であること、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象に係る

決定に関する方針（当該方針の内容は、事業報告38頁から39頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮し、ガバナンス委員会の審議を経た上で決定されており相当と考えております。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<電磁的方法による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年6月20日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネット等による議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用になれない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
[専用ダイヤル] 0120-975-960 (通話料無料)
[受付時間] 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症を背景とした行動制限等の厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられました。当社サービスの対象である外食産業においても飲食店の売上高は業態によってばらつきはあるものの総じて回復基調にありましたが、その一方で原材料価格・光熱費の上昇や人材不足等経営環境には厳しさや先行き不透明感がみられました。

当社は当期、不透明な事業環境の中においても着実に中核事業を回復し第4四半期を黒字とすること、また中長期的な当社の事業成長を牽引する新たな事業・サービスを構築することを目指し、主に下記の取り組みを進めてまいりました。

中核事業である飲食店支援の回復と再成長に向けて、販促支援領域においては、加盟飲食店への送客力を高めARPUの向上や解約率の低減を図ることを目的に、ポイント付与やネット予約クーポンの配布を軸としたネット予約促進キャンペーンの展開、より販促効果の高い加盟プランへのプランアップ提案等に注力し、これらの取り組みの結果、当第4四半期におけるストック型サービスのARPUは前年同期より37%上昇いたしました。また業務・経営支援領域においては、モバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」に関し、連携するPOSレジシステムの拡大や「楽天ポイント」との連携をはじめとした機能拡充のほか、導入店舗における円滑な利用促進のためのサポート強化等を通じた契約企業数の拡大に注力し、導入店舗では業務効率化だけでなく客単価向上等の効果が現れています。その他、販促分野に留まらない総合的な飲食店支援サービスの拡充や人材交流を通じた社員の育成等を目的とし5月に株式会社テンポスホールディングスと業務提携契約を、外食産業のDX推進を加速すべく飲食店の様々な業務領域においてデジタルを活用した支援ツールを企画・開発・提供することを目的に12月に株式会社オプティム（以下「オプティム」といいます。）と資本業務提携契約をそれぞれ締結いたしました。

飲食店支援以外の新たな取り組みとして、商業施設の飲食エリアのコンセプト設計から店舗誘致・構築、フロア運営までを総合的にプロデュースする店舗開発事業において4月に鹿児島県、5月に愛知県、11月に東京都の商業施設にそれぞれフードホールをオープンしたほか、食を通じた地域振興施策として総務省の「地域活性化起業人制度」を活用した従業員の派遣を全国13の地域へと拡大、6月には当社が運営するECサイトにおいて「ふるさと納

税」サービスの取り扱いを開始いたしました。また9月には予約が困難な飲食店の席確保や予約代行等の付加価値の高い食体験サービスを提供する有料会員制サービス「PREMIUM GOURMET CLUB」を開始いたしました。

加えて早期の業績回復と中長期的な利益創出に向け、注力サービスの絞り込みや業務効率化による経営資源配分の見直しにも取り組み、具体的には、7月に「楽天ぐるなびデリバリー」及び「楽天ぐるなびテイクアウト」のサービスを、2月にマルチ決済サービス「ぐるなびPay」を、3月にPOSレジサービス「ぐるなびPOS+（ポストス）」を終了したほか、12月に連結子会社である株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティを解散いたしました。また売上回復にかかる期間における固定費の低減等を目的に業務提携先企業等への従業員の出向を5月以降順次実施いたしました。

以上の活動の結果、当期の当社売上高は12,296百万円（前期比4.3%減）となりました。事業区分別の売上高は下表のとおりです。

（単位：千円）

	第33期	第34期 (当連結会計年度)	対前期 増減率
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	
売上高	12,852,305	12,296,066	△4.3%
飲食店販促サービス	9,991,854	8,982,170	△10.1%
ストック型サービス	8,412,290	7,863,974	△6.5%
スポット型サービス	1,579,564	1,118,196	△29.2%
プロモーション	1,361,331	1,282,249	△5.8%
関連事業	1,499,119	2,031,647	+35.5%

飲食店販促サービスのうちストック型サービスについては、前期において受注の低調により売上の減少が続き、当期の期初におけるベース売上が低水準だったことを主因とし前期を下回りましたが、上述の販促支援領域における取り組み等が奏功し、当期においては第1四半期をボトムに四半期毎に売上が回復いたしました。スポット型サービスについては、2021年9月に新たな加盟プランを開始したことに伴う手数料の改定によりネット予約手数料売上が減少したことのほか、上述のデリバリー及びテイクアウトサービスの終了により、前期を下回りました。

関連事業については、上述の店舗開発事業において商業施設からの収益を計上したほか、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の回復等により前期を上回りました。

費用面については、採用の抑制及び自然減による従業員の減少と上述の出向施策により人件費が減少したほか、注力サービス・施策の絞り込みによる業務委託費や広宣・販促費の減少等により前期を下回りました。

以上の結果、営業損失は1,724百万円（前期は4,786百万円の損失）、経常損失は1,664百万円（前期は4,692百万円の損失）となりました。なお当連結会計年度において固定資産の減損処理に伴う減損損失690百万円を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は2,286百万円（前期は5,768百万円の損失）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度において、資本金劣後ローンにより2,200百万円、第三者割当増資による新株式の発行により300百万円、合計2,500百万円の資金調達を行いました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、総額696百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第31期	第32期	第33期	第34期 (当連結会計年度)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高(千円)	30,927,243	16,181,206	12,852,305	12,296,066
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,894,087	△7,269,686	△4,692,490	△1,664,010
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	949,019	△9,704,279	△5,768,576	△2,286,336
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	20.26	△206.90	△114.46	△44.25
総資産(千円)	23,979,668	13,567,882	12,107,815	13,001,006
純資産(千円)	19,270,557	9,375,392	8,851,859	6,898,687
1株当たり純資産額(円)	409.90	198.02	127.66	89.08

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第31期	第32期	第33期	第34期 (当事業年度)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高(千円)	30,894,410	16,168,647	12,766,962	12,017,572
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,779,715	△6,921,482	△4,625,498	△1,370,448
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	867,604	△9,311,618	△5,668,465	△2,189,268
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	18.52	△198.53	△112.49	△42.49
総資産(千円)	23,236,629	13,261,526	11,816,355	12,782,265
純資産(千円)	18,545,969	9,036,141	8,569,522	6,688,821
1株当たり純資産額(円)	394.44	190.79	122.53	85.32

(注) ①②ともに、第33期より、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社の中核事業である飲食店支援事業を取り巻く環境は、サービスの対象である外食産業において、マスク着用ルールの緩和や新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行することにより消費者の生活がより平常に近づき外食需要の回復が期待される一方、コロナ禍によりテレワークが浸透したこと等を背景とした外食機会の縮小やデリバリーやテイクアウトの普及等による食の選択肢の多様化等により飲食店では以前に増して「外食ならでは」の体験価値が求められるようになると考えられます。加えて、人手不足や人件費の上昇、原材料価格や光熱費の高騰等の先行きも不透明な状況にあり、飲食店は収益確保のために限られたリソースの中で効率的に店舗を運営しつつ、消費者に「外食ならでは」の体験価値を提供することで売上を高めていく必要があります。また消費者の飲食店検索・予約行動においては、「Go To Eatキャンペーン」等をきっかけに「ネット予約をして飲食店に行く」行動様式が広がっており、その手段としてGoogleやSNSの存在感が高まっているほか、今後は対話型AI等の新たなサービスの台頭も予測される等、従来の飲食店検索・予約サイトはWebサービスの潮流の大きな変化の中にあると考えられます。

上述の事業環境を踏まえ、当社は「ぐるなび」サイトの在り方を見直し飲食店への送客力を高めること、「ぐるなび」サイトに限らず多様な販促・集客手法を飲食店が効率的に有効活用できるよう支援すること、さらに飲食店運営のDX支援の強化を通じて、飲食店が「外食ならでは」の体験価値を消費者に提供し続けられる環境の整備に貢献し、売上拡大と店舗運営効率化の双方に寄与することが、外食産業の発展、ひいては当社企業価値の拡大に繋がると考え、その実現に向け以下の取り組みを重点施策とする2024年3月期から2026年3月期までの中期事業方針を策定いたしました。

①「ぐるなび」サイトの変革

当社は「ぐるなび」サイトを「楽天会員にとって最も利得性、利便性の高いネット予約メディア」とするため、より多くの楽天会員による当社サイトを通じた飲食店検索・予約のリピート利用を促すコンテンツや機能の拡充を図ってまいります。具体的には、「ぐるなび」サイト内での楽天ポイント利用や楽天IDによる決済機能の実装等に取り組むほか、コロナ禍という厳しい事業環境を背景とした加盟飲食店の減少により掲載情報やネット予約の席在庫が不十分な状況にあるため、掲載情報の拡充に向けた外部サービスとの連携等についても取り組みを強化してまいります。

②マーケティングエージェントの確立

飲食店の販促・集客手法が多様化、複雑化する中において、多様なツールの運用・管理に

係る飲食店の負担を軽減し、かつ効果を最大化するためのエージェント機能を強化・確立してまいります。また当社の集積する飲食店、消費者双方の的外食関連データを活用し「ぐるなび」サイトや当社商品の利用に留まらず、幅広い販促・集客手法の中から各飲食店にとって最適な販促施策を提案し、施策の実行や効果検証等を総合的に支援するための営業人員の育成、サービス拡充に取り組んでまいります。

③「ぐるなびFineOrder」の第2の基幹サービス化

「ぐるなびFineOrder」は上記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおり、既に業務効率化や客単価向上に資するサービスとして大手チェーン店への導入が進みつつありますが、さらにマーケティング機能の拡充や、中小規模飲食店向け商品の開発を通じ幅広い飲食店への導入を進めることで、「ぐるなびFineOrder」を飲食店と消費者をつなぐ新たなサービスとして確立し、「ぐるなび」サイトに次ぐ第2の基幹サービスへと成長させてまいります。

④DXサービスの拡充

オプティムとの資本業務提携のもと、上記①～③の施策とも連動しつつ、飲食店の販促・集客、顧客管理、経営管理等の一体的なDX推進に資するサービスの開発や、当社と加盟飲食店をつなぐ外食産業向けデジタルプラットフォーム「ぐるなびPRO」のシステム強化に取り組んでまいります。

当社は上述の重点施策を通じ「飲食店DXのベストパートナー」となることを目指しており、その実現にあたっては、楽天グループ株式会社をはじめとするパートナー企業との連携をより一層強化・推進すると同時に、当社独自の強みである「人的サポート」と「デジタル活用」を通じて収集する「外食に関する情報資産」を分析・活用することにより、重点施策の推進力や実効性を高めてまいります。

(ご参考) 次期の見通し

次期については中期事業方針の初年度、助走期間として位置付け、上述の重点施策に対し約9億円の先行投資を実施いたします。他方、既存の飲食店支援事業とプロモーション事業においては効率的な事業運営を、関連事業のうち黒字化の目処のたった店舗開発事業においては着実に売上を拡大することで、全社を支える安定的な収益基盤づくりを進めます。なお関連事業に含まれるその他のサービスについては徹底した運用効率化を実施した上で収益力向上の見通しが立たない場合には柔軟に撤退等を検討・実行いたします。これにより、先行投資領域を除く事業領域においては構造的な黒字化を目指します。

以上を踏まえ、次期の業績見通しについては、売上高13,700百万円（前期比11.4%増）、営業損失700百万円、経常損失750百万円、親会社株主に帰属する当期純損失770百万円と算定いたしました。

未来志向の先行投資により次期については赤字の見通しとなりますが、2025年3月期には重点施策の収益貢献を顕在化させ全社での黒字化を実現し、最終年度である2026年3月期には利益拡大フェーズへと転換し長期的な企業価値の拡大へと繋げてまいります。

なお上記に記載した将来見通し及び予想数値は、直近の動向や当社が現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績は、業況の変化等により上記将来見通し及び予想数値と異なる場合があります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ぐるなび総研	50百万円	100%	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
株式会社Gダイニング	10百万円	100%	飲食店の経営、企画、運営及び管理等
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）	650百万円	100%	中国の日本ファン、日本食ファンに対する日本のグルメ文化の配信、現地のネットワークを利用した日本食の輸出促進

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数		187,400,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	56,903,800株
	A種優先株式	3,400,000株
③ 株主数	普通株式	21,917名
	A種優先株式	1名
④ 上位10名の大株主		

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	株式合計	
楽天グループ株式会社	9,274,600株	0株	9,274,600株	15.67%
滝久雄	7,097,800株	0株	7,097,800株	11.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,168,200株	0株	4,168,200株	7.04%
SMBCCP 投資事業有限責任組合 1号	0株	3,400,000株	3,400,000株	5.75%
株式会社 SHIF T	2,257,300株	0株	2,257,300株	3.81%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	0株	1,862,800株	3.15%
杉原章郎	1,277,858株	0株	1,277,858株	2.16%
小田急電鉄株式会社	1,128,500株	0株	1,128,500株	1.91%
東京地下鉄株式会社	973,600株	0株	973,600株	1.65%
滝裕子	847,000株	0株	847,000株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式 (1,128,462株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）

		株式会社ぐるなび 平成23年12月発行 新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日		2011年11月18日	
新株予約権の総数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	8,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり 310円50銭) (注1)	62,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 1円)	200円
新株予約権の行使期間		2011年12月10日から 2041年12月9日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注2)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 8,000株 1人

(注1) 2014年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

- (注2) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社監査役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。
2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	滝 久 雄	(株)ぐるなび総研代表取締役社長 (株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役
代表取締役社長	杉 原 章 郎	テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役
取 締 役	月 原 紘 一	三井住友カード(株)顧問 エリーパワー(株)社外取締役 (株)ヤマシタ社外取締役
取 締 役	佐 藤 英 彦	(株)りそなホールディングス社外取締役
取 締 役	藤 原 裕 久	東急(株)取締役専務執行役員
取 締 役	武 田 和 徳	楽天グループ(株)取締役副社長執行役員 コマース&マーケティングカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 楽天損害保険(株)取締役 楽天ビジネスサポート(株)代表取締役 楽天モバイル(株)シニア・エキスパートオフィサー RAKUTEN FRANCE S.A.S.取締役 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (株)西友ホールディングス取締役
取 締 役	小 野 由 衣	M I H A (株)取締役 Rakuten Global Trading USA, Inc.取締役 楽天グループ(株)上級執行役員 コマースカンパニー ECコンサル ティング部ジェネラルマネージャー
常 勤 監 査 役	鈴 木 清 司	
監 査 役	南 木 武 輝	南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役
監 査 役	浅 沼 唯 明	
監 査 役	石 田 義 雄	(株)JR東日本パーソナルサービス顧問 (一社)日本鉄道運転協会理事 (一社)日本交通協会副会長

- (注) 1. 取締役月原紘一氏、佐藤英彦氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び小野由衣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役南木武輝氏、浅沼唯明氏及び石田義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役月原紘一氏、佐藤英彦氏、藤原裕久氏、監査役南木武輝氏、浅沼唯明氏及び石田義雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役鈴木清司氏及び監査役石田義雄氏は、当社又は他社において長年にわたり常勤監査役を務めた経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。また、監査役浅沼唯明氏は日本国有鉄道において、長年にわたり主計業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外としております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等（以下単に「報酬」といいます。）は、企業理念を実践し、かつ企業価値向上を実現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として、客観的な手続を経て決定するものとします。

また、当社取締役の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」で構成されており、詳細は以下の通りです。

I. 「固定基本報酬」は、各取締役に対し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

II. 「短期インセンティブ」は、取締役のうち業務執行取締役に對して、年次賞与とし

て、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案・評価して決定するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。また、当事業年度を含む連結純利益の推移は、1.(3) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

Ⅲ.「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

取締役のうち業務執行取締役に対しては、固定基本報酬と中長期インセンティブの割合をおおむね6：4と設定し、年次賞与が支給される場合には、中長期インセンティブの額を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。

また、各取締役の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、社外取締役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。

なお、上記の決定方針は、2021年2月25日開催の取締役会で決定したものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役の意見を聴取していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2017年6月21日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)	
取締役	169,134	155,553	－	13,580	5
(うち社外取締役)	(18,000)	(18,000)	(－)	(－)	(3)
監査役	31,800	31,800	－	－	4
(うち社外監査役)	(16,800)	(16,800)	(－)	(－)	(3)
計	200,934	187,353	－	13,580	9
(うち社外取締役 及び社外監査役)	(34,800)	(34,800)	(－)	(－)	(6)

- (注) 1. 業績連動報酬（短期インセンティブ）の算定方法、算定に用いる業績指標等は、上記①Ⅱのとおりです。
2. 株式報酬（中長期インセンティブ）は、非金銭報酬であり、その費用計上額を記載しております。
3. 期末現在の取締役の員数は7名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名が存在していることによるものであります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,061,065	流 動 負 債	3,657,055
現金 及 び 預 金	8,266,468	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	117,622
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,871,526	未 払 金	2,031,459
未 収 入 金	813,708	未 払 法 人 税 等	22,434
そ の 他	307,188	預 り 金	920,919
貸 倒 引 当 金	△197,826	賞 与 引 当 金	178,311
固 定 資 産	939,941	ポ イ ン ト 引 当 金	15,829
投 資 そ の 他 の 資 産	939,941	契 約 負 債	88,090
投 資 有 価 証 券	585,293	そ の 他	282,387
敷 金 及 び 保 証 金	348,258	固 定 負 債	2,445,264
そ の 他	6,389	長 期 借 入 金	2,200,000
資 産 合 計	13,001,006	資 産 除 去 債 務	158,920
		繰 延 税 金 負 債	54,207
		そ の 他	32,136
		負 債 合 計	6,102,319
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	6,639,483
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	9,045,626
		利 益 剰 余 金	490,295
		自 己 株 式	△2,996,438
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	182,202
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	134,887
		為 替 換 算 調 整 勘 定	47,315
		新 株 予 約 権	77,000
		純 資 産 合 計	6,898,687
		負 債 純 資 産 合 計	13,001,006

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(2022 年 4 月 1 日から)
(2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		12,296,066
売上原価		4,896,389
売上総利益		7,399,677
販売費及び一般管理費		9,123,765
営業外損益		△1,724,088
貯蔵品売却益	20,294	
違約金収入	21,682	
その他	41,373	83,350
営業外費用		
コミットメントファイ	8,999	
支払利息	13,442	
為替差	825	
その他	5	23,273
経常損益		△1,664,010
特別利益		
投資有価証券売却益	290,290	
資産除去債務戻入	48,241	
固定資産受贈	14,667	
その他	8,514	361,713
特別損失		
減損損失	690,964	
賃貸借契約解約損	150,829	
投資有価証券評価損	68,792	
子会社整理損	35,706	
投資有価証券売却損	21,178	967,471
税金等調整前当期純損失		△2,269,768
法人税、住民税及び事業税	16,568	
法人税等調整額	-	16,568
当期純損失		△2,286,336
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,286,336

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

(2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	8,745,596	2,929,632	△2,996,438	8,778,790
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	150,015	150,015			300,030
資本金から剰余金への振替	△150,015	150,015			-
剰 余 金 の 配 当			△153,000		△153,000
自 己 株 式 の 処 分				-	-
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,286,336		△2,286,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	300,030	△2,439,336	-	△2,139,306
当 期 末 残 高	100,000	9,045,626	490,295	△2,996,438	6,639,483

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△33,675	22,718	△10,957	84,026	8,851,859
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					300,030
資本金から剰余金への振替					-
剰 余 金 の 配 当					△153,000
自 己 株 式 の 処 分					-
親会社株主に帰属する当期純損失					△2,286,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	168,563	24,596	193,159	△7,025	186,134
当 期 変 動 額 合 計	168,563	24,596	193,159	△7,025	△1,953,172
当 期 末 残 高	134,887	47,315	182,202	77,000	6,898,687

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,625,179	流動負債	3,648,179
現金及び預金	7,882,055	買掛金	128,328
売掛金	2,837,260	未払金	2,025,190
商品	3,056	未払法人税等	19,709
仕掛品	3,457	前受金	35,157
貯蔵品	1,041	契約負債	88,090
前払費用	261,879	預り金	920,729
未収入金	806,132	賞与引当金	177,561
その他	28,122	ポイント引当金	15,829
貸倒引当金	△197,826	未払消費税等	155,842
		その他の	81,740
固定資産	1,157,085	固定負債	2,445,264
投資その他の資産	1,157,085	長期借入金	2,200,000
投資有価証券	585,293	資産除去債務	158,920
関係会社株式	70,000	繰延税金負債	54,207
関係会社出資金	143,130	その他	32,136
関係会社長期貸付金	62,230	負債合計	6,093,443
敷金及び保証金	340,118	(純資産の部)	
その他	10	株主資本	6,476,933
貸倒引当金	△43,697	資本金	100,000
資産合計	12,782,265	資本剰余金	9,045,626
		その他資本剰余金	9,045,626
		利益剰余金	327,746
		利益準備金	19,994
		その他利益剰余金	307,751
		繰越利益剰余金	307,751
		自己株式	△2,996,438
		評価・換算差額等	134,887
		その他有価証券評価差額金	134,887
		新株予約権	77,000
		純資産合計	6,688,821
		負債純資産合計	12,782,265

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,017,572
売上原価	4,824,682
売上総利益	7,192,889
販売費及び一般管理費	8,615,851
営業損	△1,422,962
営業外収益	
違約金収入	21,682
貯蔵品売却益	20,294
受取配当金	14,214
受取利息	947
その他	17,654
営業外費用	
支払利息	13,280
コミットメントファイ	8,999
経常損	△1,370,448
特別利益	
投資有価証券売却益	290,290
資産除去債務戻入益	48,241
その他	23,182
特別損失	
減損損	690,130
賃貸借契約解約損	150,829
投資有価証券評価損	78,792
子会社整理損	176,196
貸倒引当金繰入額	43,697
投資有価証券売却損	21,178
その他	1,160,824
税引前当期純損	△2,169,559
法人税、住民税及び事業税	19,709
法人税等調整額	-
当期純損	△2,189,268

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

(2022 年 4 月 1 日 から
2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	100,000	－	8,745,596	8,745,596	4,694	2,665,320	2,670,014
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	150,015	150,015		150,015			
資本金から剰余金への振替	△150,015	－	150,015	150,015			
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△150,015	150,015	－			
剰 余 金 の 配 当						△153,000	△153,000
利 益 準 備 金 の 積 立					15,300	△15,300	－
当 期 純 損 失						△2,189,268	△2,189,268
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	300,030	300,030	15,300	△2,357,568	△2,342,268
当 期 末 残 高	100,000	－	9,045,626	9,045,626	19,994	307,751	327,746

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,996,438	8,519,172	△33,675	△33,675	84,026	8,569,522
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		300,030				300,030
資本金から剰余金への振替		－				－
資本準備金からその他資本剰余金への振替		－				－
剰 余 金 の 配 当		△153,000				△153,000
利 益 準 備 金 の 積 立		－				－
当 期 純 損 失		△2,189,268				△2,189,268
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			168,563	168,563	△7,025	161,537
当 期 変 動 額 合 計	－	△2,042,238	168,563	168,563	△7,025	△1,880,700
当 期 末 残 高	△2,996,438	6,476,933	134,887	134,887	77,000	6,688,821

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

以 上

第34回定時株主総会会場ご案内図

会場 日比谷三井タワー 8階カンファレンスルーム Room 1 及び 2
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

交通 東京メトロ千代田線・日比谷線、都営地下鉄三田線 日比谷駅（A11出口直結）
東京メトロ有楽町線 有楽町駅（A11出口直結）
※A11出口を出て、日比谷三井タワー（東京ミッドタウン日比谷内）入り口よりお入りください。
JR山手線・京浜東北線 有楽町駅（日比谷口を出て日比谷方面へ徒歩約8分）



電子提供措置の開始日 2023年5月30日

第34回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

主要な営業所等

使用人の状況

主要な借入先及び借入額の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2022年4月1日 から 2023年3月31日 まで)

株式会社ぐるなび

上記事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきまして、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いた物を記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所等（2023年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社 東京都千代田区
北海道営業所 北海道札幌市中央区
仙台営業所 宮城県仙台市青葉区
千葉営業所 千葉県千葉市中央区
新潟営業所 新潟県新潟市中央区
金沢営業所 石川県金沢市
静岡営業所 静岡県浜松市中区
名古屋営業所 愛知県名古屋市中村区
京都営業所 京都府京都市下京区
大阪営業所 大阪府大阪市北区
岡山営業所 岡山県岡山市北区
広島営業所 広島県広島市中区
愛媛営業所 愛媛県松山市
福岡営業所 福岡県福岡市博多区
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市
沖縄営業所 沖縄県那覇市

② 主要な子会社

- | | |
|---------------------------|---------|
| 株式会社ぐるなび総研 | 東京都千代田区 |
| 株式会社ぐるなびサポートアソシエ | 東京都千代田区 |
| 株式会社Gダイニング | 東京都千代田区 |
| 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社） | 中華人民共和国 |

使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
831名	△455名	42.4歳	9.1年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 137名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
799名	△432名	42.7歳	9.2年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 27名）は含んでおりません。

主要な借入先及び借入額の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	2,200,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2022年11月15日の取締役会において、連結子会社である株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティの解散を決議し、2023年2月27日に清算終了しております。

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況は、事業報告4.(1)取締役及び監査役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区分	氏名	兼職先と当社との関係
取締役	藤原 裕久	東急(株)との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配等に係る取引があります。
取締役	武田 和徳	<p>楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天×ぐるなびデリバリー及びテイクアウトに関する業務委託費・システム利用料 ・従業員の出向 <p>楽天モバイル(株)との間で、主として以下のような取引があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局運用サポート業務の受託 ・従業員の出向 ・システム利用料 <p>楽天損害保険(株)との間で、楽天会員向けの広告掲出に係る取引があります。</p>
取締役	小野 由衣	<p>楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天×ぐるなびデリバリー及びテイクアウトに関する業務委託費・システム利用料 ・従業員の出向

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況は、事業報告4.(1)取締役及び監査役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区分	氏名	兼職先と当社との関係
監査役	南木 武輝	(株)エヌケービーとの間でプロモーションその他広告宣伝に係る取引があります。

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況並びに取締役会等における発言状況

区分	氏名	取締役会出席状況(出席率)	監査役会出席状況(出席率)	発言状況
取締役	月原 紘一	13/13回(100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	佐藤 英彦	13/13回(100%)	—	豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	藤原 裕久	13/13回(100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	武田 和徳	13/13回(100%)	—	長年にわたり培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	小野 由衣	11/11回(100%)	—	EC事業分野における豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言を行っております。
監査役	南木 武輝	13/13回(100%)	13/13回(100%)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かし、公平な助言、提言を行っております。
	浅沼 唯明	13/13回(100%)	13/13回(100%)	経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光振興に関する豊富な知識と経験に基づく公平な助言、提言を行っております。
	石田 義雄	13/13回(100%)	13/13回(100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

- ・取締役小野由衣氏につきましては、2022年6月22日就任後の状況を記載しております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

職務の概要	
取締役 月原 紘一	銀行やクレジットカード会社の経営者としての経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、経営全般に対して、それらの豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役 佐藤 英彦	警察庁における豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、特にリスク管理の観点に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役 藤原 裕久	経営管理や事業開発に関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、特に事業計画等に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役 武田 和徳	事業開発や消費者ビジネスに関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されておりますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言、提言を行っております。
取締役 小野 由衣	食関連ビジネスを始めとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かすことが期待されておりますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言を行っております。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	39,000千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	-千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、86百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員（以下「取締役等」という。）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。

(3) 当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ、不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

- (5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。
- (6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社及び当社子会社の役員、従業員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「経営情報管理規程」を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、「経営情報管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 計算書類の附属明細書
 - ・ 稟議書
 - ・ その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の「危機管理基本規程」及び「大規模災害時対応要領」を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ① 「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等意思決定ルールの策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営執行会議の設置
- ③ 当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(4) 当社子会社の取締役等は、当社の「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、監査部等に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、「監査役会への報告に関する規程」に従い、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - ① 経営執行会議で審議された重要な事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ③ 内部監査に関する重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反に関する事項
- ⑤ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (2) 当社グループ各社の役員・従業員は、上記(1)の②、④及び⑤に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(1)の②ないし⑤に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。
- (4) 上記(2)及び(3)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を、監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査部の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査役会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。
- (2) 当社の監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催（当事業年度中は13回）し、取締役の職務執行の監督及び法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、独立役員である複数の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

なお、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社からの事前の承認及び報告の体制を整えており、財務状況等についても当社の取締役会で報告しております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス指針」を定めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の徹底を図るため、基本方針に則り、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理上の重要な問題を審議いたしました。

さらに、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合にすみやかに報告を受け、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内及び外部機関に設置しております。

内部監査につきましては、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

③ 監査役の職務執行について

監査役会は、監査役4名により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査役会は13回開催され、当社グループの監査に関する重要な事項について監査役相互による意見交換をしております。また、監査役は、取締役会、経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席すること、定期的に代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	株式会社ぐるなび総研 株式会社ぐるなびサポートアソシエ 株式会社Gダイニング 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司

株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティは清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1社
主要な非連結子会社の名称	上海万食通互联网技术有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	
(非連結子会社)	上海万食通互联网技术有限公司
(関連会社)	株式会社日本食材情報

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類

に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

また、スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義

務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、プロモーションサービスについても、上記スポット型同様、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて計上しております。

前連結会計年度において、特別利益に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては特別利益の「その他」に含めて計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

減損損失 690,964千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により収益性が低下しており、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなる見込みとなったことから、減損の兆候があると判断しました。

減損損失の認識は、将来キャッシュ・フローの予測に基づいて見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結計算書類に計上してはおりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(営業債権の回収可能価額の評価 (貸倒引当金))

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 △197,826千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。当該見積りは、将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、ワクチン接種の進展等により感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、個人消費がある程度回復することが期待されるものの、2024年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,496,245千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	224,531
		その他の有形固定資産	78,975
		ソフトウェア	303,720
		その他の無形固定資産	80,344
		その他	3,392

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,124,500株	779,300株	－株	56,903,800株
A種優先株式	3,400,000株	－株	－株	3,400,000株
合計	59,524,500株	779,300株	－株	60,303,800株
自己株式				
普通株式	1,128,462株	－株	－株	1,128,462株
合計	1,128,462株	－株	－株	1,128,462株

(注) 発行済株式の普通株式の増加779,300株は、第三者割当増資によるものであります。

(2) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	2011年12月 発行新株予約権 (株式報酬型)	普通株式	16,000	—	—	16,000	4,968
	2018年4月発行 新株予約権	普通株式	183,600	—	23,200	160,400	58,866
	2020年9月発行 新株予約権	普通株式	22,300	—	2,200	20,100	13,165
合計			221,900	—	25,200	196,500	77,000

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月29日 取締役会	A種優先株式	153,000千円	利益剰余金	45円	2023年 3月31日	2023年 3月31日

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2011年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,000 株	160,400 株	20,100 株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 393,946千円）は「その他有価証券」に含めておりません。また、将来の償還予定時期が合理的に見込めない敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額 43,070千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどが

できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「敷金及び保証金」には含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、未払法人税等、未払金については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
1. 投資有価証券			
その他有価証券	191,347	191,347	—
2. 敷金及び保証金	305,187	304,270	917
3. 長期借入金	(2,200,000)	(2,084,502)	(115,497)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

1. 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

2. 敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

(3) 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	2,871,526	—	—	—
未収入金	813,708	—	—	—
敷金及び保証金	—	219,449	85,738	—
資産計	3,685,234	219,449	85,738	—
支払手形及び買掛金	117,622	—	—	—
未払法人税等	22,434	—	—	—
未払金	2,031,459	—	—	—
長期借入金	—	—	2,200,000	—
負債計	2,171,516	—	2,200,000	—

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	金額
飲食店販促サービス（ストック型サービス）	7,863,974
飲食店販促サービス（スポット型サービス）	1,118,196
プロモーション	1,282,249
関連事業	2,031,647
顧客との契約から生じる収益	12,296,066
外部顧客への売上高	12,296,066

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。
また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 89円08銭
(2) 1株当たり当期純損失 △44円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
----	--------

工具、器具備品	3年～20年
---------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

ぐるなび会員等に付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

また、スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、プロモーションサービスについても、上記スポット型同様、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて計上しております。

前事業年度において、特別利益に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては特別利益の「その他」に含めて計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

減損損失 690,130千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

(営業債権の回収可能価額の評価 (貸倒引当金))

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 △197,826千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、ワクチン接種の進展等により感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、個人消費がある程度回復することが期待されるものの、2024年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,462,004千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 5,727千円 |
| 長期金銭債権 | 62,230千円 |
| 短期金銭債務 | 36,057千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収入 | 49,452千円 |
| 営業費用 | 271,874千円 |
- (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	224,531
		その他の有形固定資産	78,141
		ソフトウェア	303,720
		その他の無形固定資産	80,344
		その他	3,392

当社は、飲食店販促支援事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。

当事業年度において、事業用資産における収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,128,462株	－株	－株	1,128,462株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	6,061,032
減価償却超過額	738,667
投資有価証券評価損	338,131
貸倒損失	149,474
貸倒引当金損金算入限度超過額	68,428
賞与引当金	61,418
株式報酬費用	42,447
契約負債	30,470
長期資産除去債務	24,699
その他	69,150
繰延税金資産小計	7,583,922
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,522,889
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,061,032
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	54,207
繰延税金資産の純額	△54,207

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
 税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	楽天グループ株式会社	直接16.63%	兼任あり	資本業務提携関係	販売促進費(注(1))	1,018,132	未払金	224,036
					業務委託費(注(1))	329,664		
					被出向者給与の支払(注(2))	219,660		
					その他(注(1))	49,059		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
 (2)出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 85円32銭
 (2) 1株当たり当期純損失 △42円49銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武田芳明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武田芳明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席（オンライン形式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社ぐるなび 監査役会

常勤監査役 鈴木 清 司

監査役 南 木 武 輝

監査役 浅 沼 唯 明

監査役 石 田 義 雄

(注) 監査役南木武輝及び浅沼唯明及び石田義雄は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。